

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
土壤汚染対策法第12条第4項	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出に係る計画変更命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

第12条第1項の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施工方法が次の基準（土壤汚染対策法施行規則第53条）に適合しないと認めるとき。

- (1) 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講ずること。
- (2) 土地の形質の変更に当たり、土壤溶出量基準不適合土壤が当該形質変更時要届出区域内の帶水層に接しないようにすること。
- (3) 土地の形質の変更を行った後、第7条第6項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。